

個人で開業する際の必須の届出書

Aさん

税理士のJunさん



個人で開業する際の必須の届出書は何ですか？

少なくとも次の2つの書類は管轄の税務署に届ける必要があります。

個人事業の開業届出書
所得税の青色申告承認申請書

まずは、**個人事業の開業届出書**は、どういうものですか？

個人事業の開業届出書は、事業の開始の事実があった日から1か月以内に納税地を所轄する税務署長に提出するものです。

そもそも、「**事業を開始した日**」とはどういう日を指すのですか？

例えば、診療所であれば、**診療所において診療を開始した日**が「**事業を開始した日**」に該当し、開業準備をはじめた日は該当しません。

ザックリと言えば、**事業の売上高を生ずる具体的な事実があった日**とってください。

次に、「**納税地**」ですが、住所地と事業所の所在地のどちらが納税地となるのですか？

「**納税地**」とは、一般的には住所地になります。

ただし、住所の他に事業所などがある場合には、「所得税・消費税の納税地の変更に関する届出書」を提出することにより、事業所の所在地などを「**納税地**」とすることが認められています(納税地の特例)。

この「所得税・消費税の納税地の変更に関する届出書」を提出する場合は、変更前の住所地を所轄する税務署長に提出することとなります。

所得税の青色申告承認申請書を提出し、青色申告が適用されると、どのくらいの金額が控除されるのですか？

事業所得者に適用される青色申告特別控除の金額は、次表のとおりです。

所得税の青色申告承認申請書の提出は義務ではありませんが、要件を満たせば、MAXで65万円が事業所得から控除することができますので、忘れずに提出してください。

	正規の簿記の原則(一般的には複式簿記)により記帳し、貸借対照表及び損益計算書を確定申告書に添付	左記以外
e-Tax(電子帳簿保存)	65万円控除	10万円控除
上記以外	55万円控除	10万円控除

所得税の青色申告承認申請書の提出期限を教えてください。

新たに事業を開始した場合の**所得税の青色申告承認申請書**の提出期限は、事業開始の日から2か月以内です。

なお、被相続人の事業を相続により承継した場合の提出期限は、次表のとおりです。

死亡の日(相続開始を知った日)の時期	提出期限
死亡の日がその年の1月1日から8月31日までの場合	死亡の日から4か月以内
死亡の日がその年の9月1日から10月31日までの場合	その年の12月31日まで
死亡の日がその年の11月1日から12月31日までの場合	その年の翌年の2月15日まで

